



(仮称) 長野市民文化芸術会館 運営管理実施計画 (案)

概要版

平成 25 年 2 月
長 野 市

1 実施計画(案)の内容

項目	主な内容
I 実施計画(案)の内容	
II 基本方針	新会館の役割、中長期構想「ながの文化ビッグバンプロジェクト」、市内文化施設及び市内文化芸術団体等との連携
III 事業計画	事業の展開手法と目的、開館に向けた事業、通年事業、中長期計画における具体的な取り組み
IV 組織計画	運営主体の業務、運営主体の設立予定、運営体制、市民参画計画
V 広報宣伝計画	施設愛称及びロゴタイプ、広報スケジュール
VI 施設管理計画	合築施設全体の保守点検の概要、共通エリア管理、施設予約
VII 利用規則(案)	利用料金の設定、利用規則(案)
VIII 収支計画	収支試算、基本計画時点との主な相違点
IX 評価計画	文化芸術施策及び運営・事業評価のための体制

II 基本方針

(1)新会館の役割

育む

- 市民の文化芸術体験の促進
- 文化芸術活動団体の
日常的な活動場所の確保・提供
- 文化芸術に触れる機会の
提供・支援

楽しむ

- 国内外の良質な舞台芸術の
鑑賞機会の提供や支援
- 施設ににぎわいをもたらす
事業の実施
- 文化芸術を楽しむ
ライフスタイルの多様化の推進

創る

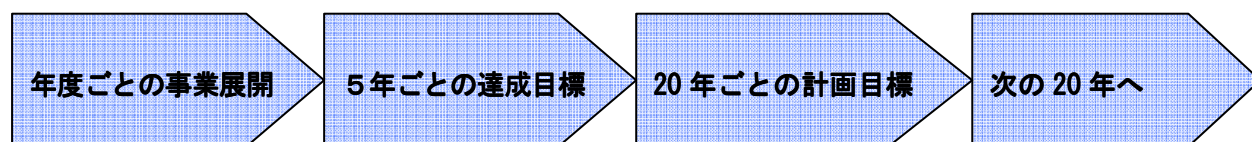
- 発表・展示する機会の提供や
創作・練習活動の実施・支援
- 市民ディレクターや
ボランティア活動・協働
- 施設からまちに溢れる
にぎわいの創出

つなぐ

- 文化施設間の連携
- 文化芸術関連情報の受発信
- 交流の場の提供
- 次世代への継承

(2)中長期構想「ながの文化ビッグバンプロジェクト」

本市の文化芸術活動を大きく花開かせることを目的に、人を育み、文化を育み、都市を育むという「育む」を中心のコンセプトに据え、「楽しむ」、「創る」、「つなぐ」をテーマとして掲げ、豊かな文化に支えられた「文化力あふれるまち 長野市」の実現を目指し、「ながの文化ビッグバンプロジェクト」を展開する。



当初20年の取り組み

＜現在＞（優先施策）一文化芸術活動への支援と文化の創造一

＜第1ステージ＞ 開館～5年目 一文化芸術にふれる機会の拡大一

＜第2ステージ＞ 6年目～10年目 一文化芸術を通じた活動の進化と深化一

＜第3ステージ＞ 11年目～15年目 一文化芸術でさらに心豊かで幸せなまちに一

＜第4ステージ＞ 16年目～20年目 一地域の絆と、希望に満ち溢れたまちに一

(3)市内文化施設及び市内文化芸術団体等との連携

①文化芸術総合フェスティバルの開催

新たな長野モデルの一つとして、市内の文化施設と市内文化芸術団体や学術機関、市民ボランティア等の協力と連携を得ながら、全市的な市民参加型の文化芸術総合フェスティバルを開催する。

②(仮称)長野文化施設連絡調整会議の開催

自主事業の調整や情報交換などを行うため、(仮称)長野文化施設連絡調整会議を立ち上げ、それぞれの文化施設の規模、体制、仕様などの環境に応じた実演芸術の充実を図る。

III 事業計画

実施方針

- (1)「4つ役割の実現」
- (2)本施設の特性を活かした事業の実施
- (3)あらゆる世代のニーズに応えるバラエティ豊かな事業の企画
- (4)ジャンルのバランスへの配慮
- (5)一つの事業で様々な目的を果たす
- (6)発展性・連続性もある事業展開
- (7)複合事業による交流の促進

(1)事業の展開手法と目的

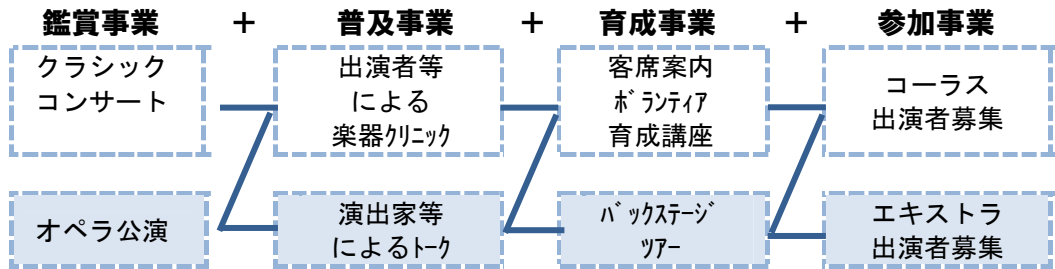
①自主事業

自主事業と貸館事業のバランスや事業予算規模を勘案し、自主事業を年間 70 本程度実施する。

【複合型事業の展開】

一つの事業を軸に、様々な目的の事業を組み合わせること、舞台芸術の多様な側面に接する機会を提供する。

■クラシック音楽系の例



②貸館事業

目的	内容
施設提供事業	日常的な練習及び発表の場など、市民の自主的な文化芸術の場の提供は新会館の重要な使命の一つである。
利用者支援	文化芸術活動を行うために必要な情報やノウハウの提供、指導者や技術者の紹介

(2)開館に向けた事業

①プレイベント

本市では、プレイベントの一環として、「子どものための文化芸術プログラム」に着手したほか、市民による取り組みがスタートしている。

これらの活動は、本市の将来を見据えたものであり、今後も継続し、充実させるとともに、さらに、年度ごとのプレイベント事業は、次のとおり想定する。

年度	項目
平成 25 年度	1. 市による事業 a) 子どものための文化芸術プログラム b) 街角に音楽のあるまちづくり事業 c) 学術機関との連携 2. 市民による事業 ・市民参画組織による事業など
平成 26 年度	1. 市による事業 a) 既存事業の継承 ・学術機関との連携 2. 運営主体による事業 a) 既存事業の継承 ・子どものための文化芸術プログラム ・街角に音楽のあるまちづくり事業 b) 新規事業の立ち上げ 3. 市民による事業 ・市民参画組織による事業など
平成 27 年度	1. 運営主体による事業 a) テストラン b) 内覧会 2. 市民による事業 ・市民参画組織による事業など

②オープニングイベント

開館記念式典・こけら落とし	・供用開始の最初の事業としての市が開館記念式典を開催する。 - また、運営主体によるこけら落とし公演など、効率的に事業を実施する。
オープニングステージ	・供用開始からの1年をオープニングイベント期間として、新会館を知ってもらうためのイベントと市民参加型事業・交流事業などを中心に開催する。
グランドオープン	・解体工事が終了し、第一庁舎の仮囲いが撤去され、交流広場等の整備が完了した時点で本格的なグランドオープンを行う。 - 新会館の開館を国内外に向けて発信するために、国内外で活躍する指揮者、オーケストラ、演奏者などのアーティストやパフォーマーを招聘し、鑑賞事業を展開するとともに、市民参加型の創作作品の発表などを行う。

(3)通年事業

規模と頻度	・施設の特性に適した多様なジャンルの展開 施設の特性に適した自主事業に主体的に取り組み、市民に様々な文化芸術に触れる機会を恒常的に提供することにより、市民の文化芸術活動の拡大と活性化を図る。 ・事業規模と頻度 自主事業の展開にあっては、4つの役割の実現に向けて、それぞれの自主事業の目的、対象者、施設の特性や開催場所、実施回数を十分に考慮した上で、具体的な事業規模やジャンルごとの展開などの事業構築を図る。
-------	--

事業の取組み体制	・専門家を軸とした創意ある事業の構築 芸術監督または名誉館長のほかに、音楽、演劇、伝統芸能の各プロデューサーなどの専門家を中心に、地域の特性やニーズに合った具体的な事業を企画し、他の文化施設と文化芸術団体や学術機関、市民と連携・協働しながら自主事業に取り組む。
----------	---

(4)中長期計画における具体的な取り組み

第1ステージ	開館～5年目 『文化芸術にふれる機会の拡大』	・オープニングイベントによるお披露目 ・自主事業による参加機会の提供 ・市民による文化芸術活動の創出・活性化と交流機会の提供 ・上演団体との提携による事業幅の拡大 ・文化芸術を支える人材の育成 ・若手アーティストの育成プログラム ・学術機関との連携等による人材養成
第2ステージ	開館6～10年目 『文化芸術を通じた活動の進化と深化』	・文化芸術総合フェスティバルの開催 ・アーティストの登録制度と派遣事業 ・事業提案制度
第3ステージ	開館11～15年目 『文化芸術でさらに心豊かで幸せなまちに』	・事業の安定化、活動の高まり、年齢層の拡大 ・次世代アーティストの台頭 ・文化芸術総合フェスティバルの確立 ・オリジナル事業の積極的な展開 ・市民参画事業の積極的な支援
第4ステージ	開館16～20年目 『地域の絆と希望に満ち溢れたまちに』	・文化芸術総合フェスティバルの充実拡大 ・長野らしいオリジナリティ溢れる事業の方向性を確立

IV 組織計画

運営主体を検討する上で、ソフト面では、本市全体の文化芸術の振興、ハード面では、市庁舎との合築に伴う特殊性という2つの重要事項を考慮する必要がある。

運営主体について、4形態【①直営、②（公募型）民間指定管理者、③（非公募）財団指定管理者、④（運営補助型）文化事業特化型財団】について項目ごとに比較検討した結果、市が財団「（仮称）長野市文化芸術振興財団」を設立し、非公募の指定管理者として、新会館の文化事業運営を中心に、他の文化施設などとも連携を図りながら、文化事業を展開することが望ましいとの結論に至った。

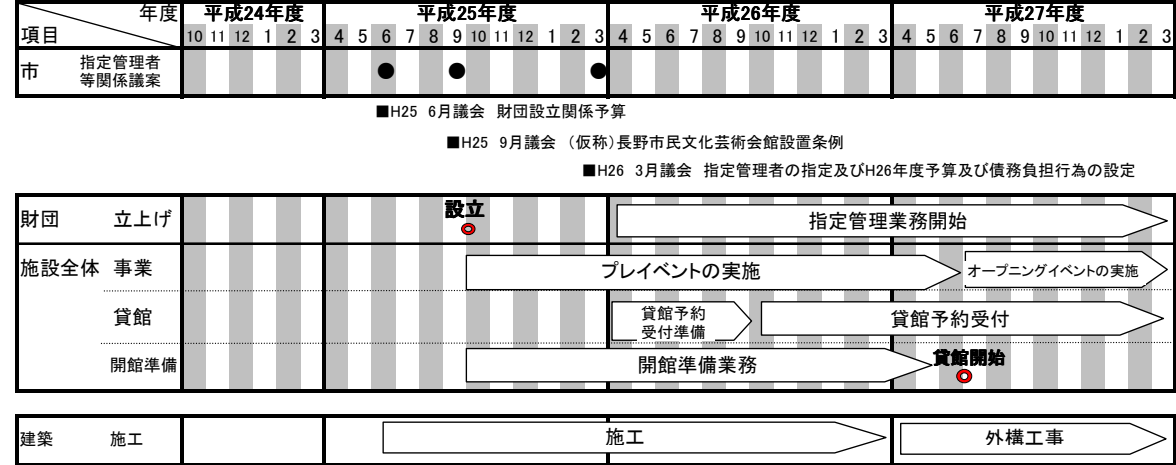
(1)運営主体の業務

- ①本市の文化芸術振興にかかる事業の実施
- ②市民活動支援のための貸館事業の実施
- ③市庁舎・新会館の双方を活かす施設管理運営の実施

業務区分	内容
財団が行う業務	・文化事業の企画、制作、実施 ・営業・広報・貸館業務 ・ホールの舞台機構・音響・照明などの舞台特殊設備の保守管理業務
直営で実施する管理業務（業務委託）	・庁舎及び新会館全体の建築物管理業務（清掃、警備、消防設備・エレベーター・エスカレーター・電気・空調・衛生設備・給排水設備・建築設備保守管理など） ・駐車場管理

(2)運営主体の設立予定

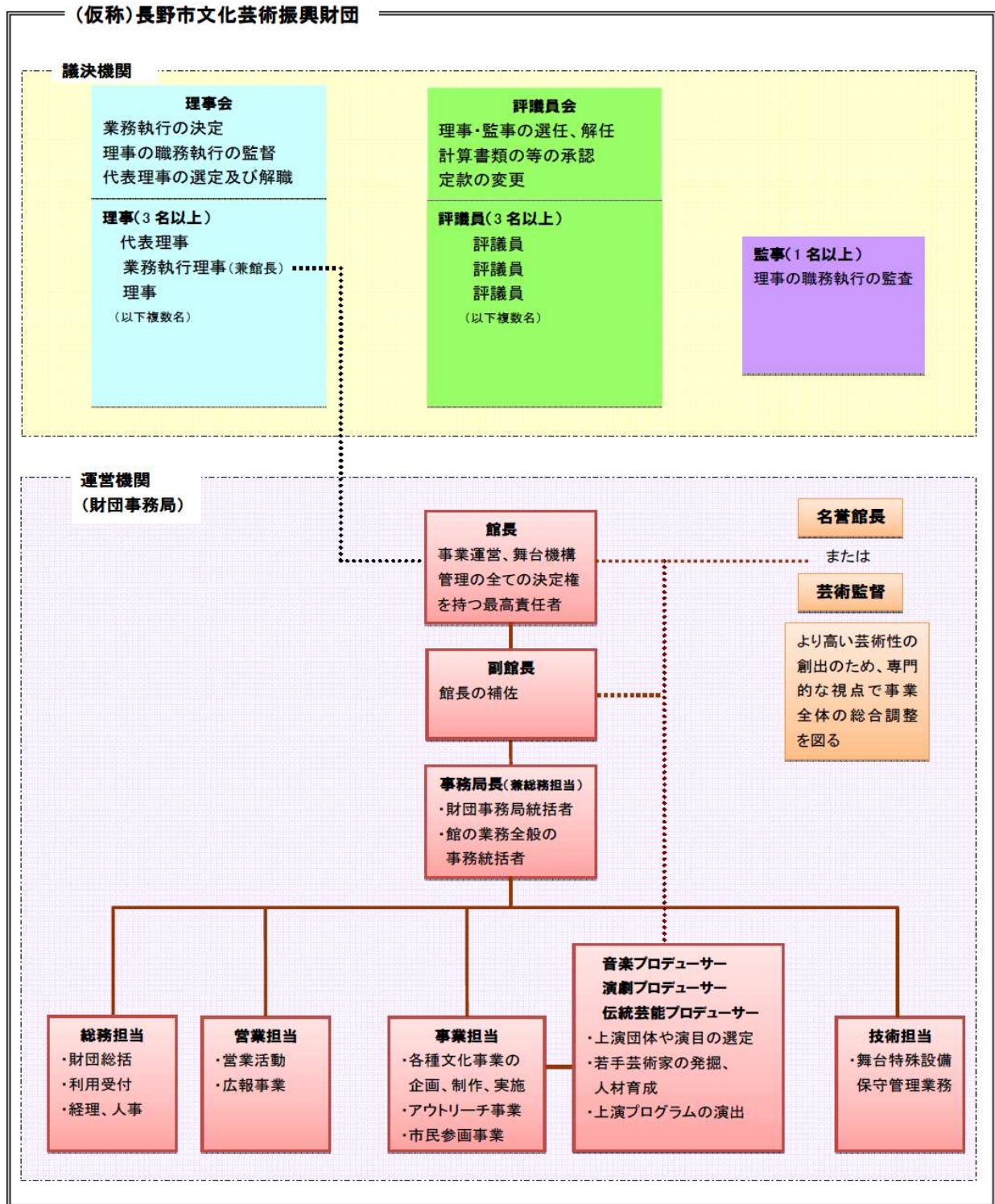
【スケジュール案】



【財団組成の流れ】

時期	内容
平成 25 年 10 月 1 日	一般財団設立登記
平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	組織の段階的充実 指定管理業務提案書の作成 指定管理者の議決 プレイベント業務の一部受託開始
平成 26 年 4 月 1 日～	指定管理者として本格稼動 プレイベント・オープニングイベント等の実施

(3)運営体制



- 今後、財団の設立に向けて、副市長、教育長のほか、市内有識者等を構成メンバーとする（仮称）長野市民文化芸術会館運営体制等検討委員会を立ち上げる。

(4)市民参画計画

①市民参画の形態

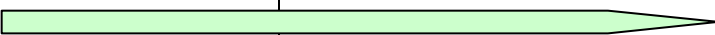
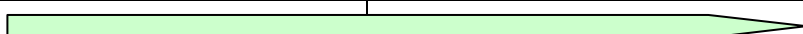
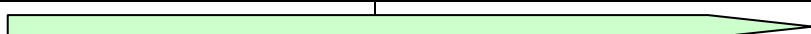
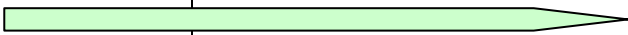
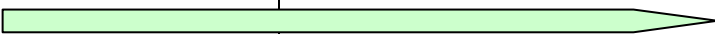
大分類	小分類	内容
事業運営	ボランティア組織運営	運営ボランティアの募集・会員への連絡調整、ボランティア組織運営、ボランティア通信発行
		施設見学者案内
	事業運営	文化芸術団体との連携による事業運営及び市民提案事業の運営
		ロビーコンサート出演者・オープンマイク出演者の募集及び運営
	事業提案	公募型市民企画提案事業への応募
		公募型ポスター、パンフレット等制作事業への応募
事業評価	事業評価委員会	事業評価委員会への参画
友の会運営	友の会への加入	館のサポーターとして一定の年会費を支払うことによる特典が得られる事業

V 広報宣伝計画

(1)愛称及びロゴタイプ

区分	募集内容	募集時期(予定)	決定時期(予定)
新会館の愛称	本市の文化芸術拠点施設にふさわしく、わかりやすく、明るく、親しみやすい愛称	平成 25 年 12 月	平成 26 年 3 月
ロゴタイプ	新会館の名称・愛称を、デザイン化した文字列で表現したもので、本市の文化芸術振興への期待と市民参画への期待が高まる躍動的な文字表現	平成 26 年 5 月	平成 26 年 8 月

(2)広報スケジュール

内容	平成 26 年度	平成 27 年度
仮パンフレット配布		
ホームページ・SNS 活用		
専門誌掲載		
機関誌発行	■ ■	■ ■ ■ ■
広報紙記事掲載		
友の会会報発行	■	■ ■ ■ ■
ボランティア通信発行		■ ■ ■
マスコミへの情報提供		

VI 施設管理計画

(1)合築施設全体の保守点検の概要

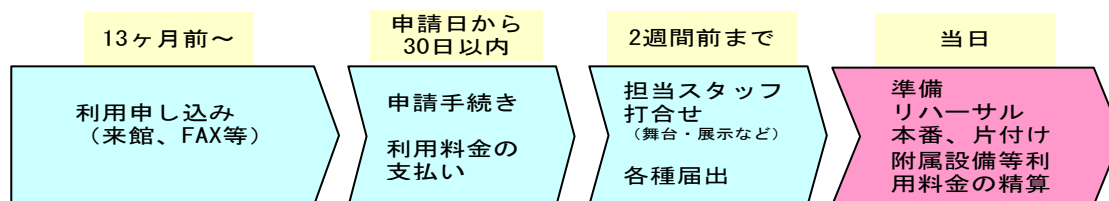
目 的	安全確保、機能維持、故障の復旧	
種 類	日常点検、定期保守点検、臨時点検	
対 象	館内設備	空調、電気、衛生設備、エレベーター、エスカレーター、自動ドアなど
	防災設備	消火設備、避難設備など
	舞台特殊設備	舞台機構設備(吊物機構、床機構)、舞台照明設備、舞台音響設備、映写設備など
	その他	ピアノなど

(2)共通エリア管理

対 象	内 容
市民交流プラザ、市民交流スペース、交流広場	・合築施設としての特徴を最大限に活用するため、市民が身近に文化芸術に触れるような機会を創出するとともに、市民による文化芸術活動にも積極的に供する。
情報ライブラリー	・インターネットに接続できる環境を提供し、ホームページでは、新会館で行われる各種イベント情報など、様々な情報を広く発信する。 ・音楽、演劇等の専門書を配備する。
アートマネジメントセンター	・施設利用申し込みの受付、使用料金の精算や必要な情報の提供などの利用者支援業務のほか、自主事業などのチケット販売を行う。
総合案内	・総合案内では、庁舎の各課業務や配置などの案内のほか、新会館のイベント等の情報や各ホール等へのアクセス方法などを提供する。
ニワ(庭)	・合築施設のシンボリックな癒しの空間となるニワを活用したイベントなどへの貸し出しは、今後、実施設計や、植栽の状況を勘案しながら慎重に検討する。
売店、カフェレストラン	・売店、カフェレストランは、新会館の開館に併せた営業時間となるよう考慮する。

(3)施設予約

①各ホール・楽屋・ギャラリーの一般的な申し込みから利用までの流れ



②利用調整日の一括受付

利用希望日の13ヶ月前の月初めに、利用希望日の属する月の月間のホール申し込み希望者が出席し、一括して使用者を決定する。申し込みが重複した場合は、新設財団が定める方法により使用者を決定する。

③利用調整日以降

先着順により、仮予約の受付を行う。貸館利用希望者の利便性を図るために、原則、来館、FAXによる予約に加え、インターネットを介した予約も受け付ける。

VII 利用規則(案)

(1)利用料金の設定

平日の午前を基準とした利用料金の考え方(上限値)

	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	昼間 9:00～17:00	昼夜 13:00～22:00	全日 9:00～22:00
平日	基準額	平日午前料金 × 4 時間 ÷ 3 時間 × 1.15 (諸室は 1.1)	平日午前料金 × 4 時間 ÷ 3 時間 × 1.3 (諸室は 1.2)	午前＋午後	午後＋夜間	(午前＋午後 ＋夜間) × 0.9
休日	平日午前 × 1.3 (諸室は平日 と同額)	平日午後 × 1.3	平日夜間 × 1.3	午前＋午後	午後＋夜間	(午前＋午後 ＋夜間) × 0.9

入場料無料を基準とした入場料金区分による加算 (ホール・リハーサル室・ギャラリーに適用する上限値)

入場料無料	1,000 円以下	1,000 円超 3,000 円以下	3,000 円超 5,000 円以下	5,000 円超
基準額	基準額 × 1.3	基準額 × 1.6	基準額 × 1.9	基準額 × 2.3

(2)利用規則(案)

項目	内容
休館日	12月29日～1月3日及び毎火曜日
開館時間	9時～22時
受付時間	9時～19時
利用時間区分	午前:9時～12時 午後:13時～17時 夜間:18時～22時 ※ギャラリーは1日単位
連続利用日数制限	・ギャラリーを除き7日を限度とする。 ・ギャラリーは14日を限度とする。
利用申込み	・大ホール、小ホールA、小ホールB、楽屋、ギャラリー 利用希望日の13ヶ月前にあたる日の属する月の初日から利用希望日の40日前までとする。 ・リハーサル室、音楽練習室、バンド練習室、演劇練習室、製作場、託児室 利用希望日の2ヶ月前から利用日まで
利用料金の支払い	・利用承認時に施設利用料金の全額を納める。 ・冷暖房費、附属設備・備品利用料、延長利用料金等については、利用後に精算し、直ちに納める。
利用料金の減免	災害により避難場所として使用される場合などを除き、原則として減免は行わない。

VIII 収支計画

(1)収支試算

(単位:千円)

科目	予算額	内容
1 事業活動収支の部		
1 事業活動収入		自主事業に伴う入場料収入、利用料金収入、施設管理に伴う長野市負担金など
事業活動収入計	543,000	
2 事業活動支出		自主事業費、人件費、委託料、印刷製本費、賃借料、光熱水費など
事業活動支出計	542,900	
事業活動収支差額	100	
2 投資活動収支の部		
1 投資活動収入		
投資活動収入計	0	土地、建物、什器備品等の売却など
2 投資活動支出		
投資活動支出計	0	土地、建物、什器備品等の購入など
投資活動収支差額	0	
3 財務活動収支の部		
1 財務活動収入		
財務活動収入計	0	長短期借入金収入
2 財務活動支出		
財務活動支出計	0	長短期借入金返済
財務活動収支差額	0	
4 予備費支出		
予備費支出	100	
当期収支差額	0	
前期繰越収支差額	0	
次期繰越収支差額	0	

(2)基本計画時点との主な相違点

- ①予算総額を 552,000 千円から 543,000 千円と 9,000 千円減額した。
- ②事業活動収支では、基本設計のパブリックコメントの際、庁舎との共用部分などの見直しに伴い、市民会館エリア面積を増加（11,500 m²→12,397 m²）したことに併せ、施設管理経費として 13,500 千円を増額した。

IX 評価計画

(1)文化芸術施策及び運営・事業評価のための体制

個別具体的な事業評価を踏まえ、新設財団による新会館の運営が、本計画に沿って実効を上げながら、適切に進展しているかを計るため、第三者による評価体制を構築する。

評価対象	評価機関	内容
自主事業	自己評価	財団自らの事業別評価
	評価委員会	第三者機関による事業効果などの検証
財団法人の運営	自己評価	財団自らの運営全般検証
	評議員会	理事・会計監査人の選任、解任、監事の選任、計算書類等の承認
	理事会	業務執行に関する決定、理事の職務の執行に関する決定
	市によるモニタリング評価	指定管理者としての経費の削減や市民サービスの向上が図られているかの検証
本市の文化芸術振興	長野市文化芸術振興審議会	長野市文化芸術振興計画の進捗管理の検証

(仮称)長野市民文化芸術会館運営管理実施計画(案)について

ご意見・ご提案を募集します

(1) 意見募集の対象

(仮称)長野市民文化芸術会館運営管理実施計画(案)

(2) 募集期間

平成25年2月20日(水)から3月19日(火)

(3) 閲覧場所

市役所(生涯学習課、行政資料コーナー)、各支所、
各市立公民館、各市立図書館、生涯学習センター、
長野市ホームページ

(4) ご意見等の提出方法

閲覧場所に設置する所定の用紙に意見及び必要事項を記入の上、次の
いずれかの方法でご提出ください(市ホームページからもダウンロード
できます)。

- ・持参の場合は上記(3)の閲覧場所の窓口へ
- ・郵送、ファックス又は電子メールの場合は、市役所生涯学習課へ

【あて先】〒380-8512 長野市生涯学習課

(市役所専用番号のため、住所記載不要)

【FAX】026-224-5104

【Eメール】gakusyu@city.nagano.lg.jp

電話や口頭によるご意見はお受けできません。

(5) ご意見等の公表

ご提出いただいたご意見は、意見に対する検討結果・計画への反映状況
などを後日ホームページなどで公表いたします。なお、住所・氏名などの
個人情報は公表いたしません。また、ご意見等の提出者への個別の回答
はいたしません。

(6) 問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習課文化芸術推進室 電話 026-224-7504